

## 環境基準・測定・調査結果

### ■大気環境

#### 1 大気汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

物質	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
測定方法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散赤外分析計を用いる方法

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> （3μg/m <sup>3</sup> ）以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> （200μg/m <sup>3</sup> ）以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> （200μg/m <sup>3</sup> ）以下であること。	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> （150μg/m <sup>3</sup> ）以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。			

備考1 二酸化窒素の評価に当たっては、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（365日分の測定値がある場合は、358日の測定値）を環境基準と比較する。

- 2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価と短期的評価の二つの評価方法がある。
- ・長期的評価にあたっては、年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は、7日分の測定値）を除外した後の最高値を環境基準と比較する。  
ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価する。
  - ・短期的評価にあたっては、測定を行った日または時間についての1日平均値又は1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

#### 2 窒素酸化物に係る県環境目標値

二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の年平均値が0.02ppm以下であること。

3 大気汚染緊急時の措置等（神奈川県大気汚染緊急時措置要綱抜粋）

(1) 大気汚染緊急時措置等の発令基準

	予 報		注 意 報	警 報	重大緊急時警報
	前 日 (午後5時)	当 日 (午前10時)			
継続すると認められることを条件とする) 発令基準 (気象条件からみて各欄の基準が	光化学オキシダント  注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき		1 時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になったとき	1 時間値0.24ppm以上である大気の汚染の状態になったとき	1 時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になったとき
継続すると認められることを条件とする) 解除基準 (気象条件からみて各欄の基準が	光化学オキシダント  注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがなくなったとき		発令基準以下となったとき	1 発令基準以下となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは注意報に切り換える  2 注意報の発令基準以下となり、その状況が継続すると認められるときは警報、注意報ともに解除する	1 発令基準以下となったにもかかわらずなお汚染が継続すると予想されるときは警報または注意報に切り換える  2 注意報の発令基準以下となり、その状況が継続すると認められるときは重大緊急時警報、警報、注意報すべて解除する

(2) 大気汚染緊急時の措置

	予 報		注 意 報	警 報	重大緊急時警報
	前 日	当 日			
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	<p>1 主要ばい煙排出者に対し次のとおり協力を要請する。</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底し、不要不急の燃焼を中止すること</p> <p>(2) 翌日午前6時から通常燃料使用量の削減若しくは同程度の措置、燃焼を伴わずに窒素酸化物が発生する作業の自粛及び炭化水素系物質を取り扱っている場合はその排出防止に努めること</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、次のとおり協力を要請する。</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること</p> <p>(2) 不要不急の燃焼を中止すること</p> <p>3 一般県民に対し、次のとおり協力を要請する。</p> <p>(1) 自動車の使用の自粛</p> <p>(2) 学童、生徒の過激な運動の自粛</p>	<p>1 主要ばい煙排出者に対しばい煙減少計画の注意報段階の措置を実施することについて協力を要請する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、次のとおり協力を要請する。</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること</p> <p>(2) 不要不急の燃焼を中止すること</p> <p>3 一般県民に対し、次のとおり協力を要請する。</p> <p>(1) 自動車の使用の自粛</p> <p>(2) 学童、生徒の過激な運動の自粛</p>	<p>第一種措置</p> <p>1 主要ばい煙排出者に対し、次の措置を勧告する。</p> <p>(1) 原則として通常燃料使用量の20%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること</p> <p>(2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること</p> <p>(3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）はその排出防止に努めること</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、次の措置を勧告する。</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること</p> <p>(2) 不要不急の燃焼を中止すること</p> <p>3 自動車使用者に対し必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。</p> <p>4 一般県民に対し、次のとおり要請する。</p> <p>(1) 自動車の使用の自粛</p> <p>(2) 外出の自粛</p> <p>(3) 学童、生徒の過激な運動の自粛</p>	<p>第二種措置</p> <p>1 主要ばい煙排出者に対し、次の措置を勧告する。</p> <p>(1) 原則として通常燃料使用量の25%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること</p> <p>(2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること</p> <p>(3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）はその排出防止に努めること</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し、次の措置を勧告する。</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること</p> <p>(2) 不要不急の燃焼を中止すること</p> <p>3 自動車使用者に対し必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。</p> <p>4 一般県民に対し、次のとおり要請する。</p> <p>(1) 自動車の使用の自粛</p> <p>(2) 外出の自粛</p> <p>(3) 学童、生徒の過激な運動の自粛</p>	<p>第三種措置</p> <p>1 ばい煙排出者に対し、</p> <p>(1) 原則として通常燃料使用量の40%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとることを命令する。</p> <p>(2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業中止を勧告する。</p> <p>(3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）はその作業の中止を勧告する。</p> <p>2 必要に応じ、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。</p> <p>3 一般県民に対し、次のとおり要請する。</p> <p>(1) 自動車の使用の自粛</p> <p>(2) 外出の自粛</p> <p>(3) 学童、生徒の屋外運動の中止</p>
	<p>1 ばい煙排出者がとる措置については、排煙脱硝装置の設置等、通常時の対策が、ほかのばい煙排出者よりも格段進んでいるものとして知事が承認する場合は、当分の間このことを考慮するものとする。</p> <p>2 主要ばい煙排出者が協力要請、勧告又は命令に基づいてとる措置については、日の入り時刻をもって解除することができる。</p> <p>3 炭化水素系物質とは、原油、揮発油、ナフサ、ジェット燃料及び混合有機溶剤（1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100度以下のもの）又は単一有機溶剤（1気圧の状態において、沸点が100度以下であるもの）をいう。</p>				

4 大気汚染常時監視測定網及び平成16年度環境基準達成状況一覧

番号	項目 測定局名	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	所有	
							所	有
1	鶴見区潮田交流プラザ	○	○	×	○	-	横	浜
2	鶴見区生麦小学校	○	○	×	○	-	横	浜
3	鶴見区下末吉小学校	* ○	○	-	-	-	横	浜
4	神奈川区総合庁舎	○	○	×	○	-	横	浜
5	神奈川県庁	○	×	×	○	-	県	
6	中区加曽台	○	○	-	○	-	横	浜
7	中区本牧	○	○	×	○	-	横	浜
8	西区平沼小学校	○	○	×	○	-	横	浜
9	西区浅間下交差点	* ○	○	-	-	○	横	浜
10	南区横浜商業高校	○	○	×	○	-	横	浜
11	保土ヶ谷区桜丘高校	○	○	×	○	-	横	浜
12	磯子区総合庁舎	○	×	×	○	-	横	浜
13	磯子区滝頭	* ○	○	-	-	-	横	浜
14	金沢区長浜	○	○	×	○	-	横	浜
15	港北区総合庁舎	○	○	×	○	-	横	浜
16	戸塚区汲沢小学校	○	○	×	○	-	横	浜
17	戸塚区矢沢交差点	* ○	○	-	-	○	横	浜
18	港南区野庭中学校	○	○	×	○	-	横	浜
19	港南中学校	* ○	○	-	-	○	横	浜
20	旭区鶴ヶ峯小学校	○	○	×	○	-	横	浜
21	旭区都岡小学校	* ○	○	-	-	○	横	浜
22	緑区三保小学校	○	○	×	○	-	横	浜
23	瀬谷区南瀬谷小学校	○	○	×	○	-	横	浜
24	栄区犬山小学校	○	○	×	○	-	横	浜
25	泉区総合庁舎	○	○	×	○	-	横	浜
26	青葉区総合庁舎	○	○	×	○	-	横	浜
27	青葉台	* ×	○	-	-	○	横	浜
28	都筑区総合庁舎	○	○	×	○	-	横	浜
29	環境都筑工場前	* ○	○	-	-	-	横	浜
30	川崎市公害監視 C	○	○	×	○	-	川	崎
31	大師健康ランチ	○	○	×	○	-	川	崎
32	田島健康ランチ	○	○	×	○	○	国	
33	川崎市役所前	* ○	○	-	-	○	川	崎
34	川崎区池上新田公園前	* ×	○	-	-	○	川	崎
35	川崎区日進町	* ○	○	-	-	○	川	崎
36	幸区役所保健福祉センター	○	○	×	○	-	川	崎
37	幸区遠藤町交差点	* ×	○	-	-	○	川	崎
38	中原区役所保健福祉センター	○	○	×	○	-	川	崎
39	中原平和公園	* ○	○	-	-	-	川	崎
40	生活文化会館	○	○	×	○	-	川	崎
41	高津区二子	* ×	○	-	-	-	川	崎
42	登戸小学校	○	○	×	○	-	川	崎
43	多摩区本村橋	* ○	○	-	-	-	川	崎
44	宮前平小学校	○	○	×	○	-	川	崎
45	宮前平駅前	* ○	○	-	-	-	川	崎
46	麻生区弘法松公園	○	○	×	○	-	川	崎
47	麻生区柿生	* ○	○				川	崎

番号	項目 測定局名	二酸化 窒素	浮遊 粒子 物質	光化学 オキシ ダント	二酸化 硫黄	一酸化 炭素	所有
48	横須賀市役所	○	○	×	○	○	横須賀
49	横須賀市追浜行政 C	○	○	×	○	-	横須賀
50	横須賀市久里浜行政 C	○	○	×	○	-	横須賀
51	横須賀市西行政 C	○	○	×	○	-	横須賀
52	横須賀市衣笠行政 C	○	○	×	○	-	横須賀
53	横須賀市小川町 *	○	○	-	-	○	横須賀
54	鎌倉市役所	○	○	×	○	-	鎌倉
55	鎌倉市滑川 *	○	○	-	-	○	鎌倉
56	逗子市役所	○	○	×	○	-	逗子
57	新逗子駅前 *	○	○	-	-	-	新逗子
58	三浦市三崎中学校	○	○	×	○	-	三浦
59	相模原市役所	○	○	×	○	○	相模原
60	相模原市相模台	○	○	×	○	-	相模原
61	相模原市橋本	○	○	×	○	-	相模原
62	相模原市田名	○	○	×	○	-	相模原
63	相模原市淵野辺十字路 *	×	○	-	-	○	相模原
64	相模原市上溝 *	○	○	-	-	○	相模原
65	厚木市役所分庁舎	○	○	×	○	-	厚木
66	厚木市金田神社 *	○	○	-	-	○	厚木
67	国設厚木 *	○	○	-	-	○	国設厚木
68	大和市役所	○	○	×	○	-	大和
69	大和市深見台交差点 *	○	○	-	-	○	大和
70	海老名市役所	○	○	×	○	-	海老名
71	座間市役所	○	○	×	○	-	座間
72	綾瀬市役所	○	○	×	-	-	綾瀬
73	愛川町角田	○	○	×	○	-	愛川
74	平塚市役所	○	○	×	○	-	平塚
75	平塚市神田小学校	○	○	×	○	-	平塚
76	平塚市旭小学校	○	○	×	○	-	平塚
77	平塚市松原歩道橋 *	○	○	-	-	○	平塚
78	藤沢市役所	○	○	×	○	○	藤沢
79	藤沢市湘南台文化 C	○	○	×	○	○	藤沢
80	藤沢市御所見小学校	○	○	×	○	-	藤沢
81	藤沢市明治市民センター	○	○	×	○	-	藤沢
82	藤沢橋 *	○	○	-	-	○	藤沢
83	茅ヶ崎市役所	○	○	×	○	-	茅ヶ崎
84	茅ヶ崎駅前交差点 *	○	○	-	-	○	茅ヶ崎
85	秦野市役所	○	○	×	○	-	秦野
86	秦野市本町 *	○	○	-	-	○	秦野
87	伊勢原市役所	○	○	×	○	-	伊勢原
88	伊勢原市谷戸岡公園 *	○	○	-	-	○	伊勢原
89	南足柄市生駒	○	○	×	○	-	南足柄
90	小田原市役所	○	○	×	○	-	小田原
91	小田原市民会館 *	○	○	-	-	○	小田原
92	津久井町中野	○	○	×	○	-	津久井

(注) 1 表中の「○」は環境基準に適合している測定局を、「×」は適合していない測定局を示す。  
 2 -は、未測定及び有効測定時間に達しないことを示す。  
 3 測定局名の\*印は、自動車排出ガス測定局を、無印は一般環境大気測定局を示す。

5 平成16年度大気汚染常時監視測定結果（一般環境大気測定局）

(1) 二酸化窒素（大気水質課）

番号	項目 測定局名	日平均値が0.06ppm を超えた日数と割合		日平均値が0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数と割合		日平均値の年間 98%値（注）	年平均値	県環境 目標値 の適否
		日	%	日	%	ppm	ppm	
1	鶴見区潮田交流プラザ	4	1.1	53	15.0	0.056	0.029	不適
2	鶴見区生麦小学校	1	0.3	36	10.0	0.052	0.027	不適
3	神奈川区総合庁舎	1	0.3	55	15.3	0.054	0.029	不適
4	神奈川県庁	1	0.3	62	18.0	0.052	0.030	不適
5	中区加曾台	1	0.3	42	11.8	0.054	0.027	不適
6	中区本牧	1	0.3	34	9.6	0.052	0.025	不適
7	西区平沼小学校	1	0.3	45	12.5	0.052	0.027	不適
8	南区横浜商業高校	0	0.0	37	10.2	0.048	0.025	不適
9	保土ヶ谷区桜丘高校	0	0.0	27	7.4	0.046	0.024	不適
10	磯子区総合庁舎	0	0.0	47	12.9	0.051	0.027	不適
11	金沢区長浜	0	0.0	16	4.4	0.045	0.020	適
12	港北区総合庁舎	1	0.3	42	11.9	0.051	0.027	不適
13	戸塚区汲沢小学校	1	0.3	18	5.0	0.045	0.021	不適
14	港南区野庭中学校	0	0.0	26	7.1	0.048	0.021	不適
15	旭区鶴ヶ峰小学校	0	0.0	23	6.4	0.045	0.022	不適
16	緑区三保小学校	0	0.0	16	4.4	0.042	0.022	不適
17	瀬谷区南瀬谷小学校	0	0.0	16	4.6	0.044	0.023	不適
18	栄区犬山小学校	0	0.0	18	4.9	0.046	0.020	適
19	泉区総合庁舎	0	0.0	15	4.1	0.043	0.022	不適
20	青葉区総合庁舎	0	0.0	24	6.8	0.043	0.026	不適
21	都筑区総合庁舎	0	0.0	37	10.3	0.050	0.026	不適
22	川崎市公害監視 C	6	1.7	68	18.7	0.058	0.031	不適
23	大師健康ランチ	6	1.6	61	16.8	0.059	0.031	不適
24	田島健康ランチ	7	1.9	52	14.3	0.058	0.030	不適
25	幸区役所保健福祉 C	4	1.1	51	14.2	0.056	0.029	不適
26	中原区役所保健福祉 C	3	0.8	47	12.9	0.052	0.027	不適
27	生活文化会館	0	0.0	48	13.2	0.051	0.027	不適
28	登戸小学校	0	0.0	21	5.8	0.045	0.023	不適
29	宮前平小学校	0	0.0	41	11.3	0.048	0.026	不適
30	麻生区弘法松公園	0	0.0	13	3.6	0.041	0.021	不適
31	横須賀市役所	0	0.0	23	6.3	0.046	0.022	不適
32	横須賀市追浜行政 C	0	0.0	24	6.6	0.048	0.022	不適
33	横須賀市久里浜行政 C	0	0.0	16	4.4	0.047	0.019	不適
34	横須賀市西行政 C	0	0.0	14	3.8	0.042	0.016	適
35	横須賀市衣笠行政 C	0	0.0	19	5.2	0.047	0.021	不適
36	鎌倉市役所	0	0.0	18	4.9	0.044	0.022	不適
37	逗子市役所	0	0.0	21	5.8	0.047	0.020	適
38	三浦市三崎中学校	0	0.0	9	2.6	0.040	0.016	適
39	相模原市役所	0	0.0	25	6.8	0.045	0.026	不適
40	相模原市相模台	0	0.0	28	7.7	0.046	0.025	不適
41	相模原市橋本	0	0.0	6	1.6	0.039	0.024	不適
42	相模原市田名	0	0.0	0	0.0	0.030	0.016	適
43	厚木市役所分庁舎	0	0.0	18	5.1	0.043	0.026	不適
44	大和市役所	0	0.0	61	16.8	0.050	0.031	不適
45	海老名市役所	0	0.0	23	6.3	0.044	0.025	不適
46	座間市役所	0	0.0	32	8.8	0.045	0.026	不適
47	綾瀬市役所	0	0.0	2	0.6	0.035	0.020	適
48	愛川町角田	0	0.0	2	0.6	0.032	0.014	適
49	平塚市役所	0	0.0	63	17.4	0.049	0.028	不適
50	平塚市神田小学校	0	0.0	9	2.5	0.041	0.024	不適
51	平塚市旭小学校	0	0.0	3	0.8	0.036	0.019	適
52	藤沢市役所	0	0.0	18	5.0	0.046	0.022	不適
53	藤沢市湘南台文化 C	0	0.0	21	6.0	0.044	0.024	不適
54	藤沢市御所見小学校	0	0.0	13	3.6	0.042	0.023	不適
55	藤沢市明治市民 C	0	0.0	19	5.4	0.043	0.023	不適
56	茅ヶ崎市役所	0	0.0	40	11.1	0.046	0.027	不適
57	秦野市役所	0	0.0	8	2.2	0.040	0.026	不適
58	伊勢原市役所	0	0.0	10	2.8	0.041	0.023	不適
59	南足柄市生駒	0	0.0	0	0.0	0.025	0.012	適
60	小田原市役所	1	0.3	0	0.0	0.031	0.017	適
61	津久井町中野	0	0.0	0	0.0	0.031	0.016	適

(注) 環境基準に該当する。

(2) 浮遊粒子状物質 (大気水質課)

番号	項目 測定局名	年平均値 mg/m <sup>3</sup>	1時間値が $\geq 0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数と割合 (注1)		日平均値が $\geq 0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数と割合 (注1)		1時間値 の最高値 mg/m <sup>3</sup>	日平均値の 2%除外値 (注2) mg/m <sup>3</sup>	日平均値 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日が2日以上 連続したことの有無 有×・無○
			時間	%	日	%			
1	鶴見区潮田交流プラザ	0.032	0	0.0	1	0.3	0.192	0.071	○
2	鶴見区生麦小学校	0.030	0	0.0	0	0.0	0.159	0.068	○
3	神奈川区総合庁舎	0.032	0	0.0	0	0.0	0.151	0.070	○
4	神奈川県庁	0.029	21	0.2	2	0.6	0.438	0.069	×
5	中区加曾台	0.031	3	0.0	1	0.3	0.250	0.069	○
6	中区本牧	0.029	0	0.0	0	0.0	0.136	0.059	○
7	西区平沼小学校	0.027	0	0.0	1	0.3	0.186	0.063	○
8	南区横浜商業高校	0.029	0	0.0	0	0.0	0.148	0.068	○
9	保土ヶ谷区桜丘高校	0.027	0	0.0	0	0.0	0.133	0.065	○
10	磯子区総合庁舎	0.030	7	0.1	2	0.6	0.252	0.074	×
11	金沢区長浜	0.020	0	0.0	0	0.0	0.134	0.045	○
12	港北区総合庁舎	0.029	0	0.0	0	0.0	0.127	0.061	○
13	戸塚区汲沢小学校	0.030	0	0.0	0	0.0	0.149	0.066	○
14	港南区野庭中学校	0.033	0	0.0	0	0.0	0.170	0.070	○
15	旭区鶴ヶ峯小学校	0.029	0	0.0	0	0.0	0.145	0.060	○
16	緑区三保小学校	0.029	0	0.0	0	0.0	0.156	0.062	○
17	瀬谷区南瀬谷小学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.159	0.067	○
18	栄区犬山小学校	0.027	0	0.0	0	0.0	0.152	0.063	○
19	泉区総合庁舎	0.029	0	0.0	1	0.3	0.186	0.066	○
20	青葉区総合庁舎	0.029	0	0.0	0	0.0	0.150	0.062	○
21	都筑区総合庁舎	0.027	0	0.0	0	0.0	0.138	0.060	○
22	川崎市公害監視 C	0.031	1	0.0	2	0.6	0.212	0.078	○
23	大師健康ランチ	0.030	0	0.0	0	0.0	0.181	0.068	○
24	田島健康ランチ	0.031	0	0.0	2	0.6	0.192	0.071	○
25	幸区役所保健福祉 C	0.031	0	0.0	0	0.0	0.186	0.071	○
26	中原区役所保健福祉 C	0.026	0	0.0	0	0.0	0.141	0.060	○
27	生活文化会館	0.028	0	0.0	0	0.0	0.147	0.060	○
28	登戸小学校	0.031	0	0.0	1	0.3	0.190	0.072	○
29	宮前平小学校	0.028	0	0.0	0	0.0	0.150	0.065	○
30	麻生区弘法松公園	0.027	0	0.0	0	0.0	0.168	0.058	○
31	横須賀市役所	0.030	0	0.0	0	0.0	0.185	0.061	○
32	横須賀市追浜行政 C	0.024	0	0.0	0	0.0	0.189	0.060	○
33	横須賀市久里浜行政 C	0.017	0	0.0	0	0.0	0.145	0.040	○
34	横須賀市西行政 C	0.026	0	0.0	0	0.0	0.158	0.064	○
35	横須賀市衣笠行政 C	0.023	1	0.0	0	0.0	0.236	0.053	○
36	鎌倉市役所	0.020	2	0.0	0	0.0	0.273	0.045	○
37	逗子市役所	0.029	0	0.0	0	0.0	0.150	0.056	○
38	三浦市三崎中学校	0.024	0	0.0	0	0.0	0.159	0.055	○
39	相模原市役所	0.023	0	0.0	0	0.0	0.165	0.051	○
40	相模原市相模台	0.026	0	0.0	1	0.3	0.172	0.060	○
41	相模原市橋本	0.020	0	0.0	0	0.0	0.150	0.050	○
42	相模原市田名	0.032	0	0.0	0	0.0	0.164	0.067	○
43	厚木市役所分庁舎	0.039	1	0.0	0	0.0	0.211	0.073	○
44	大和市役所	0.026	1	0.0	0	0.0	0.261	0.056	○
45	海老名市役所	0.029	2	0.0	1	0.3	0.206	0.071	○
46	座間市役所	0.010	0	0.0	0	0.0	0.090	0.031	○
47	綾瀬市役所	0.030	1	0.0	0	0.0	0.217	0.068	○
48	愛川町角田	0.029	4	0.0	0	0.0	0.401	0.057	○
49	平塚市役所	0.031	0	0.0	0	0.0	0.131	0.060	○
50	平塚市神田小学校	0.037	0	0.0	0	0.0	0.156	0.071	○
51	平塚市旭小学校	0.028	3	0.0	0	0.0	0.211	0.061	○
52	藤沢市役所	0.025	1	0.0	0	0.0	0.256	0.055	○
53	藤沢市湘南台文化 C	0.029	0	0.0	0	0.0	0.166	0.066	○
54	藤沢市御所見小学校	0.027	0	0.0	0	0.0	0.200	0.061	○
55	藤沢市明治市民 C	0.031	0	0.0	1	0.3	0.170	0.072	○
56	茅ヶ崎市役所	0.031	0	0.0	0	0.0	0.181	0.063	○
57	秦野市役所	0.028	1	0.0	1	0.3	0.223	0.065	○
58	伊勢原市役所	0.021	0	0.0	0	0.0	0.124	0.048	○
59	南足柄市生駒	0.032	0	0.0	0	0.0	0.116	0.058	○
60	小田原市役所	0.038	0	0.0	0	0.0	0.137	0.070	○
61	津久井町中野	0.021	0	0.0	0	0.0	0.159	0.045	○

(注) 1 環境基準の短期的評価に該当する。  
2 環境基準の長期的評価に該当する。

(3) 光化学オキシダント (大気水質課)

番号	項目 測定局名	昼間の1時間値(注1)					
		年平均値 ppm	0.06ppm を超えた 日数と時間数(注2)		0.12ppm 以上の 日数と時間数		1時間値の最高値 ppm
			日	時間	日	時間	
1	鶴見区潮田交流プラザ	0.023	54	217	6	9	0.160
2	鶴見区生麦小学校	0.024	52	250	5	10	0.158
3	神奈川区総合庁舎	0.022	57	290	6	9	0.147
4	神奈川県庁	0.016	10	27	0	0	0.079
5	中区本牧	0.026	66	320	4	9	0.152
6	西区平沼小学校	0.025	76	374	8	13	0.148
7	南区横浜商業高校	0.027	86	443	9	15	0.153
8	保土ヶ谷区桜丘高校	0.025	66	325	5	7	0.139
9	磯子区総合庁舎	0.024	55	220	3	6	0.145
10	金沢区長浜	0.028	77	393	4	10	0.161
11	港北区総合庁舎	0.023	52	241	5	10	0.144
12	戸塚区汲沢小学校	0.029	79	483	5	13	0.156
13	港南区野庭中学校	0.029	90	525	5	13	0.157
14	旭区鶴ヶ峰小学校	0.028	84	463	4	8	0.151
15	緑区三保小学校	0.029	99	549	8	19	0.164
16	瀬谷区南瀬谷小学校	0.027	78	418	4	9	0.153
17	栄区犬山小学校	0.032	97	620	7	15	0.159
18	泉区総合庁舎	0.025	64	296	2	5	0.146
19	青葉区総合庁舎	0.025	68	356	7	16	0.155
20	都筑区総合庁舎	0.027	80	396	10	17	0.158
21	川崎市公害監視 C	0.026	70	333	8	18	0.175
22	大師健康ランチ	0.023	57	253	7	15	0.183
23	田島健康ランチ	0.024	40	164	4	11	0.189
24	幸区役所保健福祉 C	0.024	35	120	2	3	0.161
25	中原区役所保健福祉 C	0.026	52	256	4	6	0.148
26	高津区生活文化会館	0.030	92	460	11	27	0.174
27	登戸小学校	0.029	86	399	6	9	0.146
28	宮前平小学校	0.031	101	567	12	30	0.174
29	麻生区弘法松公園	0.026	63	273	2	3	0.146
30	横須賀市役所	0.025	72	366	3	5	0.155
31	横須賀市追浜行政 C	0.025	70	333	4	7	0.141
32	横須賀市久里浜行政 C	0.029	68	331	2	4	0.149
33	横須賀市西行政 C	0.033	108	645	8	13	0.163
34	横須賀市衣笠行政 C	0.029	85	460	4	8	0.161
35	鎌倉市役所	0.023	24	77	0	0	0.093
36	逗子市役所	0.028	62	286	1	1	0.126
37	三浦市三崎中学校	0.028	39	138	0	0	0.103
38	相模原市役所	0.026	72	320	1	1	0.133
39	相模原市相模台	0.030	85	405	1	1	0.128
40	相模原市橋本	0.025	79	374	2	2	0.128
41	相模原市田名	0.022	57	247	0	0	0.113
42	厚木市役所分庁舎	0.023	55	208	0	0	0.116
43	大和市役所	0.021	18	57	0	0	0.097
44	海老名市役所	0.023	47	187	0	0	0.112
45	座間市役所	0.019	29	84	0	0	0.095
46	綾瀬市役所	0.019	17	75	0	0	0.085
47	愛川町角田	0.025	51	210	0	0	0.109
48	平塚市役所	0.022	55	252	1	3	0.136
49	平塚市神田小学校	0.024	48	220	1	1	0.124
50	平塚市旭小学校	0.026	82	464	6	13	0.142
51	藤沢市役所	0.030	85	457	4	7	0.154
52	藤沢市湘南台文化 C	0.023	40	154	0	0	0.098
53	藤沢市御所見小学校	0.028	86	473	5	10	0.150
54	藤沢市明治市民 C	0.031	102	548	4	10	0.155
55	茅ヶ崎市役所	0.020	15	59	0	0	0.105
56	秦野市役所	0.021	24	90	0	0	0.090
57	伊勢原市役所	0.024	55	214	0	0	0.113
58	南足柄市生駒	0.025	50	209	0	0	0.107
59	小田原市役所	0.024	40	153	0	0	0.108
60	津久井町中野	0.024	55	215	3	10	0.154

(注) 1 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。  
2 環境基準に該当する。



## (4) 二酸化硫黄 (大気水質課)

番号	項目 測定局名	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数と割合(注1)		日平均値が0.04ppmを超えた日数と割合(注1)		1時間値の最高値	日平均値2%の除外値(注2)
			ppm	時間	%	日		
1	鶴見区潮田交流プラザ	0.009	2	0.0	0	0.0	0.143	0.017
2	鶴見区生麦小学校	0.007	1	0.0	0	0.0	0.108	0.015
3	神奈川区総合庁舎	0.008	1	0.0	0	0.0	0.102	0.015
4	神奈川県庁	0.006	0	0.0	0	0.0	0.069	0.012
5	中区本牧	0.009	2	0.0	0	0.0	0.144	0.017
6	西区平沼小学校	0.008	2	0.0	0	0.0	0.150	0.016
7	南区横浜商業高校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.094	0.011
8	保土ヶ谷区桜丘高校	0.006	1	0.0	0	0.0	0.122	0.012
9	磯子区総合庁舎	0.006	0	0.0	0	0.0	0.099	0.012
10	金沢区長浜	0.007	1	0.0	0	0.0	0.171	0.014
11	港北区総合庁舎	0.006	3	0.0	0	0.0	0.170	0.011
12	戸塚区汲沢小学校	0.007	1	0.0	0	0.0	0.105	0.013
13	港南区野庭中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.070	0.010
14	旭区鶴ヶ峰小学校	0.005	2	0.0	0	0.0	0.122	0.011
15	緑区三保小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.074	0.011
16	瀬谷区南瀬谷小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.060	0.009
17	栄区犬山小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.049	0.010
18	泉区総合庁舎	0.005	0	0.0	0	0.0	0.083	0.009
19	青葉区総合庁舎	0.006	0	0.0	0	0.0	0.072	0.010
20	都筑区総合庁舎	0.006	0	0.0	0	0.0	0.064	0.011
21	川崎市公害監視 C	0.008	0	0.0	0	0.0	0.097	0.014
22	大師健康ランチ	0.008	1	0.0	0	0.0	0.128	0.016
23	田島健康ランチ	0.008	2	0.0	0	0.0	0.148	0.017
24	幸区役所保健福祉 C	0.007	2	0.0	0	0.0	0.134	0.015
25	中原区役所保健福祉 C	0.006	1	0.0	0	0.0	0.110	0.012
26	高津区生活文化会館	0.005	0	0.0	0	0.0	0.099	0.011
27	登戸小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.088	0.011
28	宮前平小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.061	0.008
29	麻生区弘法松公園	0.005	0	0.0	0	0.0	0.081	0.010
30	横須賀市役所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.087	0.010
31	横須賀市追浜行政 C	0.006	1	0.0	0	0.0	0.168	0.012
32	横須賀市久里浜行政 C	0.004	2	0.0	0	0.0	0.116	0.008
33	横須賀市西行政 C	0.006	1	0.0	0	0.0	0.123	0.012
34	横須賀市衣笠行政 C	0.003	0	0.0	0	0.0	0.076	0.008
35	鎌倉市役所	0.003	2	0.0	0	0.0	0.136	0.007
36	逗子市役所	0.004	0	0.0	0	0.0	0.062	0.008
37	三浦市三崎中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.079	0.009
38	相模原市役所	0.006	0	0.0	0	0.0	0.080	0.012
39	相模原市相模台	0.006	0	0.0	0	0.0	0.055	0.009
40	相模原市橋本	0.001	0	0.0	0	0.0	0.029	0.004
41	相模原市田名	0.001	0	0.0	0	0.0	0.055	0.005
42	厚木市役所分庁舎	0.001	0	0.0	0	0.0	0.032	0.003
43	大和市役所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.071	0.010
44	海老名市役所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.061	0.010
45	座間市役所	0.004	0	0.0	0	0.0	0.040	0.008
46	綾瀬市役所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.045	0.009
47	愛川町角田	0.004	0	0.0	0	0.0	0.045	0.008
48	平塚市役所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.046	0.009
49	平塚市神田小学校	0.003	0	0.0	0	0.0	0.045	0.006
50	平塚市旭小学校	0.003	0	0.0	0	0.0	0.036	0.007
51	藤沢市役所	0.002	0	0.0	0	0.0	0.074	0.006
52	藤沢市湘南台文化 C	0.002	0	0.0	0	0.0	0.050	0.006
53	藤沢市御所見小学校	0.002	0	0.0	0	0.0	0.043	0.005
54	藤沢市明治市民 C	0.002	0	0.0	0	0.0	0.032	0.005
55	茅ヶ崎市役所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.054	0.009
56	秦野市役所	0.004	0	0.0	0	0.0	0.050	0.008
57	伊勢原市役所	0.005	0	0.0	0	0.0	0.063	0.010
58	南足柄市生駒	0.005	0	0.0	0	0.0	0.044	0.009
59	小田原市役所	0.004	0	0.0	0	0.0	0.058	0.008
60	津久井町中野	0.003	0	0.0	0	0.0	0.042	0.006

(注) 1 環境基準の短期的評価に該当する。  
2 環境基準の長期的評価に該当する。

(5) 一酸化炭素（大気水質課）

番号	項目 測定局名	年平均値	8時間値が20ppmを 超えた回数と割合（注1）		日平均値が10ppmを 超えた日数と割合（注1）		日平均値の2% 除外値（注2）
		ppm	回	%	日	%	ppm
1	田島健康ブランチ	0.5	0	0	0	0	1.0
2	横須賀市役所	0.4	0	0	0	0	0.8
3	相模原市役所	0.5	0	0	0	0	0.8
4	藤沢市役所	0.5	0	0	0	0	1.1
5	藤沢市湘南台文化C	0.5	0	0	0	0	1.1

(注) 1 環境基準の短期的評価に該当する。  
2 環境基準の長期的評価に該当する。

## 6 平成16年度大気汚染常時監視測定結果（自動車排出ガス測定局）

## (1) 二酸化窒素（大気水質課）

番号	項目 測定局名	日平均値が $\geq 0.06\text{ppm}$ を超えた日数と割合		日平均値が $\geq 0.04\text{ppm}$ 以上 $0.06\text{ppm}$ 以下の日数と割合		日平均値の年間 98%値（注）	年平均値	県環境 目標値 の適否
		日	%	日	%	ppm	ppm	
1	鶴見区下末吉小学校	4	1.1	82	22.5	0.057	0.031	不適
2	西区浅間下交差点	7	1.9	182	50.0	0.060	0.039	不適
3	磯子区滝頭	4	1.1	131	36.3	0.059	0.034	不適
4	戸塚区矢沢交差点	1	0.3	62	17.0	0.048	0.031	不適
5	港南中学校	5	1.4	97	26.6	0.056	0.033	不適
6	旭区都岡小学校	0	0.0	74	20.3	0.053	0.030	不適
7	青葉台	10	2.7	157	43.0	0.061	0.037	不適
8	環境都筑工場前	0	0.0	42	11.9	0.048	0.027	不適
9	川崎市役所前	6	1.9	108	33.9	0.058	0.035	不適
10	川崎区池上新田公園前	32	8.9	193	53.8	0.069	0.043	不適
11	川崎区日進町	4	1.1	85	23.6	0.057	0.033	不適
12	幸区遠藤町交差点	42	11.5	208	57.1	0.071	0.045	不適
13	中原平和公園	6	1.7	68	18.9	0.056	0.031	不適
14	高津区二子	29	8.1	218	60.6	0.067	0.044	不適
15	多摩区本村橋	0	0.0	99	27.2	0.052	0.033	不適
16	宮前平駅前	3	0.9	134	40.0	0.057	0.037	不適
17	麻生区柿生	0	0.0	78	21.5	0.048	0.032	不適
18	横須賀市小川町	5	1.4	91	24.9	0.059	0.032	不適
19	鎌倉市滑川	0	0.0	26	7.1	0.047	0.023	不適
20	新逗子駅前	0	0.0	25	6.8	0.045	0.027	不適
21	相模原市淵野辺十字路口	23	7.2	126	39.5	0.069	0.041	不適
22	相模原市上溝	6	1.6	159	43.6	0.060	0.038	不適
23	厚木市金田神社	3	0.8	160	44.7	0.058	0.038	不適
24	国設厚木	0	0.0	120	33.1	0.049	0.035	不適
25	大和市深見台交差点	0	0.0	111	30.4	0.052	0.035	不適
26	平塚市松原歩道橋	1	0.3	125	34.3	0.053	0.035	不適
27	藤沢橋	0	0.0	36	9.9	0.045	0.028	不適
28	茅ヶ崎駅前交差点	3	0.8	28	7.7	0.048	0.024	不適
29	秦野市本町	0	0.0	133	36.5	0.053	0.034	不適
30	伊勢原市谷戸岡公園	1	0.3	172	47.6	0.056	0.038	不適
31	小田原市民会館	0	0.0	3	0.9	0.036	0.022	不適

(注) 環境基準に該当する

## (2) 浮遊粒子状物質 (大気水質課)

番号	項目 測定局名	年平均値	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数と割合 (注1)		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数と割合 (注1)		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値 (注2)	日平均値が $10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無 (注2)
		$\text{mg}/\text{m}^3$	時間	%	日	%	$\text{mg}/\text{m}^3$	$\text{mg}/\text{m}^3$	有×・無○
1	鶴見区下末吉小学校	0.033	0	0.0	0	0.0	0.163	0.071	○
2	西区浅間下交差点	0.039	0	0.0	1	0.3	0.197	0.083	○
3	磯子区滝頭	0.032	0	0.0	0	0.0	0.141	0.068	○
4	戸塚区矢沢交差点	0.032	0	0.0	0	0.0	0.158	0.066	○
5	港南中学校	0.032	5	0.1	2	0.6	0.246	0.066	○
6	旭区都岡小学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.164	0.068	○
7	青葉台	0.039	0	0.0	0	0.0	0.190	0.076	○
8	環境都筑工場前	0.031	0	0.0	0	0.0	0.142	0.066	○
9	川崎市役所前	0.033	1	0.0	1	0.3	0.222	0.074	○
10	川崎区池上新田公園前	0.039	0	0.0	1	0.3	0.192	0.082	○
11	川崎区日進町	0.030	0	0.0	1	0.3	0.182	0.067	○
12	幸区遠藤町交差点	0.037	2	0.0	2	0.6	0.220	0.083	○
13	中原平和公園	0.032	1	0.0	1	0.3	0.202	0.077	○
14	高津区二子	0.038	0	0.0	2	0.6	0.177	0.080	○
15	多摩区本村橋	0.031	0	0.0	0	0.0	0.186	0.068	○
16	宮前平駅前	0.035	2	0.0	1	0.3	0.217	0.080	○
17	麻生区柿生	0.033	1	0.0	1	0.3	0.246	0.072	○
18	横須賀市小川町	0.026	0	0.0	0	0.0	0.191	0.063	○
19	鎌倉市滑川	0.030	16	0.2	2	0.6	0.649	0.072	○
20	新逗子駅前	0.032	8	0.1	0	0.0	0.574	0.063	○
21	相模原市淵野辺十字路口	0.034	0	0.0	1	0.3	0.159	0.066	○
22	相模原市上溝	0.035	0	0.0	2	0.6	0.179	0.076	○
23	厚木市金田神社	0.036	1	0.0	1	0.3	0.260	0.074	○
24	国設厚木	0.041	0	0.0	0	0.0	0.142	0.072	○
25	大和市深見台交差点	0.025	0	0.0	0	0.0	0.119	0.055	○
26	平塚市松原歩道橋	0.033	0	0.0	1	0.3	0.188	0.073	○
27	藤沢橋	0.027	0	0.0	0	0.0	0.161	0.057	○
28	茅ヶ崎駅前交差点	0.046	0	0.0	2	0.6	0.185	0.085	○
29	秦野市本町	0.032	0	0.0	0	0.0	0.161	0.067	○
30	伊勢原市谷戸岡公園	0.032	0	0.0	0	0.0	0.147	0.062	○
31	小田原市民会館	0.041	0	0.0	0	0.0	0.171	0.082	○

(注) 1 環境基準の短期的評価に該当する。  
2 環境基準の長期的評価に該当する。

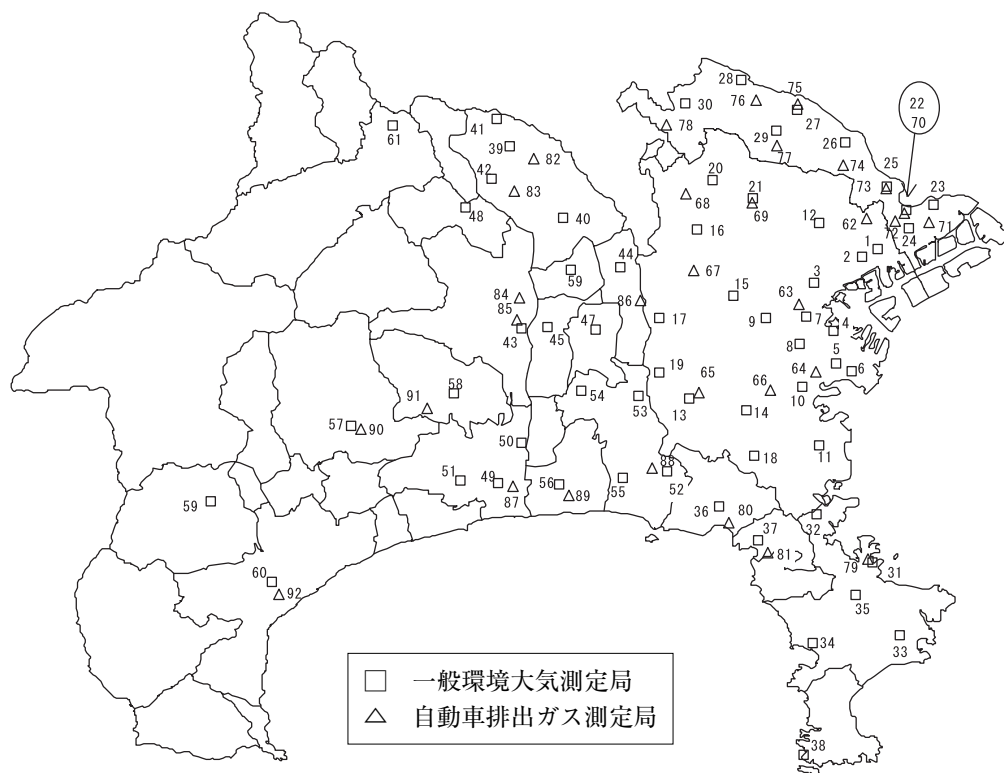
## (3) 一酸化炭素

番号	項目 測定局名	年平均値	8時間値が20ppmを 超えた回数と割合(注1)		日平均値が10ppmを 超えた日数と割合(注1)		日平均値の2% 除外値(注2)
		ppm	回	%	日	%	ppm
1	西区浅間下交差点	1.2	0	0	0	0	2.1
2	戸塚区矢沢交差点	0.7	0	0	0	0	1.3
3	港南中学校	0.7	0	0	0	0	1.5
4	旭区都岡小学校	0.8	0	0	0	0	1.7
5	青葉台	0.8	0	0	0	0	1.5
6	川崎市役所前	0.7	0	0	0	0	1.3
7	川崎区池上新田公園前	0.8	0	0	0	0	1.5
8	川崎区日進町	0.6	0	0	0	0	1.2
9	幸区遠藤町交差点	0.9	0	0	0	0	1.7
10	横須賀市小川町	0.7	0	0	0	0	1.5
11	鎌倉市滑川	0.5	0	0	0	0	0.9
12	新逗子駅前	-	-	-	-	-	-
13	相模原市淵野辺十字路	1.0	0	0	0	0	1.5
14	相模原市上溝	0.7	0	0	0	0	1.1
15	厚木市金田神社	0.8	0	0	0	0	1.2
16	国設厚木	0.8	0	0	0	0	1.6
17	大和市深見台交差点	0.7	0	0	0	0	1.1
18	平塚市松原歩道橋	1.0	0	0	0	0	1.6
19	藤沢橋	0.6	0	0	0	0	1.1
20	茅ヶ崎駅前交差点	0.6	0	0	0	0	1.1
21	秦野市本町	1.0	0	0	0	0	1.7
22	伊勢原市谷戸岡公園	0.6	0	0	0	0	1.0
23	小田原市民会館	0.6	0	0	0	0	1.0

(注) 1 環境基準の短期的評価に該当する。

2 環境基準の長期的評価に該当する。

(参考) 神奈川県大気汚染常時監視測定局配置図 (平成17年 3月31日現在)



区分	No	測定局名	区分	No	測定局名	区分	No	測定局名
一般環境大気測定局	1	鶴見区潮田交流プラザ	一般環境大気測定局	32	横須賀市追浜行政センター	自動車排出ガス測定局	62	鶴見区下末吉小学校
	2	鶴見区生麦小学校		33	横須賀市久里浜行政センター		63	西区浅間下交差点
	3	神奈川区総合庁舎		34	横須賀市西行政センター		64	磯子区滝頭
	4	神奈川県庁		35	横須賀市衣笠行政センター		65	戸塚区矢沢交差点
	5	中区加曽台		36	鎌倉市役所		66	港南中学校
	6	中区本牧		37	逗子市役所		67	旭区都岡小学校
	7	西区平沼小学校		38	三浦市三崎中学校		68	青葉台
	8	南区横浜商業高校		39	相模原市役所		69	環境都筑工場前
	9	保土ヶ谷区桜丘高校		40	相模原市相模台		70	川崎市役所前
	10	磯子区総合庁舎		41	相模原市橋本		71	川崎区池上新田公園
	11	金沢区長浜		42	相模原市田名		72	川崎区日進町
	12	港北区総合庁舎		43	厚木市役所分庁舎		73	幸区遠藤町交差点
	13	戸塚区汲沢小学校		44	大和市役所		74	中原平和公園
	14	港南区野庭中学校		45	海老名市役所		75	高津区二子
	15	旭区鶴ヶ峯小学校		46	座間市役所		76	多摩区本村橋
	16	緑区三保小学校		47	綾瀬市役所		77	宮前平駅前
	17	瀬谷区南瀬谷小学校		48	愛川町角田		78	麻生区柿生
	18	栄区犬山小学校		49	平塚市役所		79	横須賀市小川町
	19	泉区総合庁舎		50	平塚市神田小学校		80	鎌倉市滑川
	20	青葉区総合庁舎		51	平塚市旭小学校		81	新逗子駅前
	21	都筑区総合庁舎		52	藤沢市役所		82	相模原市淵野辺十字路
	22	川崎市公害監視センター		53	藤沢市湘南台文化センター		83	相模原市上溝
	23	大師健康ランチ		54	藤沢市御所見小学校		84	厚木市金田神社
	24	田島健康ランチ		55	藤沢市明治市民センター		85	国設厚木
	25	幸区役所保健福祉センター		56	茅ヶ崎市役所		86	大和市深見台交差点
	26	中原区役所保健福祉センター		57	秦野市役所		87	平塚市松原歩道橋
	27	高津区生活文化会館		58	伊勢原市役所		88	藤沢橋
	28	登戸小学校		59	南足柄市生駒		89	茅ヶ崎駅前交差点
	29	宮前平小学校		60	小田原市役所		90	秦野市本町
	30	麻生区弘法松公園		61	津久井町中野		91	伊勢原市谷戸公園
	31	横須賀市役所					92	小田原市民会館

※ 各測定局の番号は、資料中の地図上番号に該当する。

## 7 大気汚染防止法における届出件数

(1) ばい煙・一般粉じん・特定粉じん発生施設設置状況（平成16年度末現在 大気水質課）

市町村名	ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設	
	施設数	工場事業場数	施設数	工場事業場数	施設数	工場事業場数
横浜市	3,557	1,389	549	95	8	3
川崎市	1,551	490	783	31	9	2
横須賀市	459	145	34	15	-	-
平塚市	404	128	11	4	5	2
藤沢市	653	135	10	3	-	-
相模原市	604	219	46	14	-	-
鎌倉市	100	48	-	-	-	-
逗子市	12	10	-	-	-	-
三浦市	24	11	-	-	-	-
葉山町	31	22	-	-	-	-
厚木市	402	130	198	12	-	-
大和市	181	64	25	3	-	-
海老名市	165	52	29	1	-	-
座間市	117	46	9	1	-	-
綾瀬市	139	55	3	1	-	-
愛川町	84	63	44	2	-	-
清川村	2	2	22	1	-	-
茅ヶ崎市	166	57	8	3	-	-
秦野市	175	67	7	3	-	-
伊勢原市	135	40	1	1	13	1
寒川町	174	31	10	1	-	-
大磯町	20	8	-	-	-	-
二宮町	13	9	-	-	-	-
南足柄市	52	18	3	1	-	-
中井町	22	9	18	6	-	-
大井町	26	10	-	-	-	-
松田町	17	7	-	-	-	-
山北町	36	16	55	5	-	-
開成町	18	6	-	-	-	-
小田原市	324	109	14	7	-	-
箱根町	233	122	2	2	-	-
真鶴町	3	3	3	3	-	-
湯河原町	47	24	-	-	-	-
城山町	17	10	29	3	-	-
津久井町	32	15	11	2	-	-
相模湖町	10	5	6	1	-	-
藤野町	15	9	17	1	-	-
合計	10,020	3,584	1,947	222	35	8

電気工作物、ガス工作物たるばい煙・一般粉じん発生施設を含む

## (2) ばい煙発生施設設置状況比較 (平成16年度末現在 大気水質課)

ばい煙発生施設		施設数	全 国	本 県	比 率 (%)
			(平成15年度)	(平成16年度)	
1	ボ イ ラ ー		140,150	6,402	4.57
2	ガ ス 発 生 炉 等		274	20	7.30
3	焼 結 炉 等		222	5	2.25
4	溶 鉍 炉 等		165	6	3.64
5	溶 解 炉		4,300	118	2.74
6	金 属 加 熱 炉		7,431	479	6.45
7	石 油 加 熱 炉		1,506	151	10.03
8	触 媒 再 生 塔		24	4	16.67
8-2	硫 黄 燃 焼 炉		68	11	16.18
9	窯 業 炉		3,051	58	1.90
10	反 応 炉 等		711	43	6.05
11	乾 燥 炉		7,563	276	3.65
12	電 気 炉		398	34	8.54
13	廃 棄 物 焼 却 炉		6,912	236	3.41
14	鉛・銅・亜鉛の焙焼炉		251	0	0.00
15	カドミウム乾燥施設		3	2	66.67
16	塩素冷却施設		6	0	0.00
17	塩化第2鉄溶解槽		35	0	0.00
18	活性炭製造反応炉		9	0	0.00
19	塩素反応施設		810	41	5.06
20	アルミニウム電解炉		144	0	0.00
21	肥料製造反応施設		59	0	0.00
22	弗酸製造施設		88	2	2.27
23	トリポリリン酸ナトリウム反応施設		8	0	0.00
24	鉛 溶 解 炉		241	6	2.49
25	鉛蓄電池用溶解炉		233	16	6.87
26	鉛顔料製造用溶解炉		48	0	0.00
27	硝酸製造用吸収施設等		56	0	0.00
28	コ ー ク ス 炉		85	3	3.53
29	ガ ス タ ー ビ ン		7,211	499	6.92
30	デ ィ ー ゼ ル 機 関		29,901	1,454	4.86
31	ガ ス 機 関		1,524	153	10.04
32	ガ ソ リ ン 機 関		6	1	16.67
	そ の 他		664	-	-
合 計			214,157	10,020	4.68
工 場 ・ 事 業 場 数			91,020	3,584	3.94

(備考) 比率 (%) については、全国 (平成15年度) と本県 (平成16年度) のものである。  
平成16年度の全国データは未確定。



## (3) 一般粉じん発生施設設置状況比較（平成16年度末現在 大気水質課）

施設数 一般粉じん発生施設		全 国	本 県	比 率 (%)
		(平成15年度)	(平成16年度)	
1	コ ー ク ス 炉	95	3	3.16
2	土 石 の 堆 積 場	10,464	167	1.60
3	ベ ル ト コ ン ベ ア ー	37,885	1,376	3.63
4	破 碎 機 ・ 磨 碎 機	10,726	211	1.97
5	ふ る い	6,267	190	3.03
合 計		65,437	1,947	2.98
工 場 ・ 事 業 場 数		9,715	222	2.29

(備考) 比率 (%) については、全国（平成15年度）と本県（平成16年度）のものである。  
平成16年度の全国データは未確定

## (4) 特定粉じん発生施設設置状況比較（平成16年度末現在 大気水質課）

施設数 特定粉じん発生施設		全 国	本 県	比 率 (%)
		(平成15年度)	(平成16年度)	
1	解 綿 用 機 械	38	1	2.63
2	混 合 機	123	4	3.25
3	紡 織 用 機 械	87	0	0.00
4	切 断 機	250	10	4.00
5	研 磨 機	119	1	0.84
6	切 削 用 機 械	78	0	0.00
7	破 碎 機 ・ 磨 碎 機	72	5	6.94
8	プ レ ス	137	14	10.22
9	穿 孔 機	25	0	0.00
合 計		929	35	3.77
工 場 ・ 事 業 場 数		158	8	5.06

(備考) 比率 (%) については、全国（平成15年度）と本県（平成16年度）のものである。  
平成16年度の全国データは未確定

## 8 その他の大気汚染関係調査結果

### (1) 燃料使用実績の経年変化（大気水質課）

地域	年度	12	13	14	15	16
	燃料の種類					
横浜市	液体燃料 (kL)	371,957	323,987	455,321	504,327	466,962
	気体燃料 (10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )	1,865,445	3,256,728	3,079,797	4,641,034	4,358,851
	気体燃料 (t)	3,748,515	3,723,795	3,676,806	3,869,158	3,600,303
	固体燃料 (t)	652,261	561,571	1,299,528	1,371,013	1,309,389
川崎市	液体燃料 (kL)	971,963	915,184	943,718	1,011,068	1,886,322
	気体燃料 (10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )	12,842,727	13,101,721	12,562,376	13,109,558	12,050,573
	気体燃料 (t)	2,555,631	2,050,260	2,326,445	2,333,529	1,800,621
	固体燃料 (t)	596,247	631,041	394,619	628,125	685,874
横須賀市	液体燃料 (kL)	886,219	443,161	940,306	1,977,395	935,868
	気体燃料 (10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )	26,015	29,365	36,666	48,049	44,935
	気体燃料 (t)	120	126	54	108	183
	固体燃料 (t)	52	2,628	7,606	10,803	8,595
合計	液体燃料 (kL)	2,230,139	1,682,332	2,339,345	3,492,790	3,289,152
	気体燃料 (10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )	14,734,187	16,387,814	15,678,839	17,798,641	16,454,359
	気体燃料 (t)	6,304,266	5,774,181	6,003,305	6,202,795	5,401,107
	固体燃料 (t)	1,248,560	1,195,240	1,701,753	2,009,941	2,003,858

### (2) 光化学オキシダントに係る主要ばい煙排出者の窒素酸化物 (NOx) 排出量の経年変化（大気水質課）

(単位：t/年)

地域	年度	12	13	14	15	16
	横浜市		6,095	4,967	4,617	4,715
川崎市		10,087	10,269	10,338	10,549	10,054
横須賀市		1,596	878	1,830	3,581	1,906
その他地域		2,023	2,695	2,482	2,424	2,337
合計 (指数)		19,801 (100)	18,809 (95)	19,267 (97)	21,269 (107)	18,545 (94)

### 9 平成16年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

#### (1) 一般環境地域の調査結果

単位：μg/m<sup>3</sup>

実施主体 物質名	横浜市		川崎市			横須賀市	平塚市	
	緑区 三保小学校局	中原区役所 保健福祉 センター局	登戸小学校局	生田浄水場	衣笠行政 センター局	平塚市役所局	旭小学校局	
ベンゼン	1.5	2.2	1.9	—	1.7	1.3	1.4	
トリクロロエチレン	0.88	2.4	1.4	—	0.61	0.48	0.39	
テトラクロロエチレン	0.38	1.1	0.63	—	0.92	0.19	0.14	
ジクロロメタン	1.8	3.4	3.0	—	1.4	4.4	3.6	
アクリロニトリル	0.065	0.23	0.14	—	0.12	0.089	0.096	
塩化ビニルモノマー	0.027	0.030	0.015	—	0.057	(0.0051)	(0.017)	
水銀及びその化合物	0.0020	0.0024	0.0033	—	0.0028	0.0028	0.0025	
ニッケル化合物	0.0036	0.0077	—	0.0045	0.0051	0.0027	0.0025	
クロロホルム	0.14	0.23	0.19	—	0.15	0.15	0.25	
1,2-ジクロロエタン	0.12	0.093	0.062	—	0.11	0.020	(0.0047)	
1,3-ブタジエン	0.18	0.20	0.19	—	0.42	0.018	0.025	
アセトアルデヒド	1.7	2.8	2.7	—	3.9	3.3	3.4	
ホルムアルデヒド	2.0	3.3	3.2	—	3.9	3.3	3.4	
ヒ素及びその化合物	0.0015	0.0010	—	0.0010	0.00092	0.0011	0.0010	
ベリリウム及びその化合物	0.000016	0.000014	—	0.000014	0.000067	0.000040	0.000044	
マンガン及びその化合物	0.034	0.041	—	0.029	0.026	0.021	0.022	
クロム及びその化合物	0.0062	0.013	—	0.0056	0.0068	0.0048	0.0052	
ベンゾ [a] ピレン	0.00047	0.00026	—	0.00020	0.00023	0.00012	0.00013	
酸化エチレン	0.057	0.13	0.11	—	0.11	0.14	0.13	

実施主体 物質名	藤沢市	相模原市	神奈川県		一般環境 年平均値	環境基準値等		
	藤沢 市役所局	相模原 市役所局	小田原 市役所局	厚木市総合 福祉センター		環境 基準値	環境省 指針値	参考値
ベンゼン	1.7	1.9	1.3	1.4	1.6	3		
トリクロロエチレン	0.68	1.2	0.50	0.84	0.94	200		
テトラクロロエチレン	0.33	0.56	0.23	0.38	0.49	200		
ジクロロメタン	2.6	3.3	3.0	3.2	3.0	150		
アクリロニトリル	0.28	0.0038	0.095	0.074	0.12		2	
塩化ビニルモノマー	0.034	0.0031	0.028	0.029	0.025		10	
水銀及びその化合物	0.0024	0.0025	0.0019	0.0021	0.0025		0.040	
ニッケル化合物	0.0057	0.0028	0.0037	0.0048	0.0043		0.025	
クロロホルム	0.17	0.20	0.15	0.22	0.18			0.4 ①
1,2-ジクロロエタン	0.070	0.094	0.087	0.083	0.074			0.4 ①
1,3-ブタジエン	0.24	0.20	0.14	0.18	0.18			0.04 ①
アセトアルデヒド	2.2	5.0	2.3	2.4	3.0			5 ①
ホルムアルデヒド	2.2	3.9	4.0	5.3	3.5			0.8 ①
ヒ素及びその化合物	0.0014	0.0020	0.0014	0.0016	0.0013			0.0023 ①
ベリリウム及びその化合物	0.000021	0.000016	0.000015	0.00016	0.000026			0.0042 ①
マンガン及びその化合物	0.033	0.025	0.021	0.030	0.028			0.15 ②
クロム及びその化合物	0.0065	0.0043	0.0030	0.0043	0.0060			0.00083 ①
ベンゾ [a] ピレン	0.00038	0.00024	0.00024	0.00028	0.00026			0.00011 ②
酸化エチレン	0.079	0.055	0.087	0.094	0.099			—

備考

- (1) 各地点における年平均値を算出する際、検出下限値未満である測定値は検出下限値の1/2として算出した。
- (2) ( ) で示した測定値は、算出した年平均値が、年間の最大検出下限値未満の数値であったもの。
- (3) 参考値（環境庁記者発表資料「平成13年度有害大気汚染物質等モニタリング調査結果」より抜粋）については、それぞれ
  - ① 米国環境保護庁（EPA）発ガン性10<sup>-5</sup>リスク濃度
  - ② WHO 欧州地域事務局ガイドライン値（1996）
  - ③ WHO 欧州地域事務局ガイドライン値（1996改定時にはリストにない物質）
  - ④ ジクロロメタンは24時間平均値、ホルムアルデヒドは30分平均値であり、これ以外のユニットリスクで示されない物質は年平均値を示す。
  - ⑤ クロム及びその化合物の欄の参考値は、六価クロム化合物としての発ガン性10<sup>-5</sup>リスク濃度である。

(2) 固定発生源周辺地域の調査結果

単位：μg/m<sup>3</sup>

実施主体	横浜市		川崎市	横須賀市	藤沢市	平塚市	神奈川県	固定発生源 周辺 年平均値	環境基準値等		
	鶴見区潮田 交流プラザ局	中区 本牧局	大師健康 ブランチ局	追浜行政 センター分館	明治市民 センター局	八幡 小学校	産業技術 総合研究所		環境 基準値	環境省 指針値	参考値
ベンゼン	2.0	1.8	3.9	2.0	1.7	1.5	1.5	2.1	3		
トリクロロエチレン	1.4	1.0	2.4	0.78	0.72	1.5	0.99	1.3	200		
テトラクロロエチレン	0.59	0.43	0.67	0.46	0.48	0.29	0.33	0.46	200		
ジクロロメタン	2.6	1.4	3.3	2.0	2.1	5.4	2.4	2.7	150		
アクリロニトリル	0.21	0.082	0.44	0.10	0.077	0.14	0.075	0.16		2	
塩化ビニルモノマー	0.043	0.028	0.093	0.066	0.082	(0.012)	0.0027	0.047		10	
水銀及びその化合物	0.0023	0.0020	0.0032	0.0028	0.0025	0.0030	0.0018	0.0025		0.040	
ニッケル化合物	0.016	0.0075	0.024	0.0057	0.0062	0.0041	0.0044	0.0097		0.025	
クロロホルム	0.18	0.15	0.23	0.18	0.19	0.24	0.19	0.19			0.4 ①
1,2-ジクロロエタン	0.096	0.098	0.15	0.12	0.071	(0.0047)	0.087	0.090			0.4 ①
1,3-ブタジエン	0.33	0.17	0.35	0.56	0.24	0.033	0.21	0.27			0.04 ①
アセトアルデヒド	2.1	1.8	3.5	3.8	2.2	3.2	3.3	2.8			5 ①
ホルムアルデヒド	2.7	2.1	3.6	3.9	2.3	3.4	5.4	3.3			0.8 ①
ヒ素及びその化合物	0.0016	0.0015	0.0012	0.00089	0.0016	0.0012	0.0015	0.0014			0.0023 ①
バリウム及びその化合物	0.000040	0.000053	0.000014	0.000069	0.000027	(0.000044)	0.000016	0.000038			0.0042 ①
マンガン及びその化合物	0.043	0.029	0.081	0.027	0.041	0.032	0.028	0.040			0.15 ②
クロム及びその化合物	0.019	0.010	0.039	0.0087	0.0065	0.0073	0.0040	0.014			0.00083 ①
ベンゾ [a] ピレン	0.00050	0.00034	0.00060	0.00019	0.00046	0.00014	0.00033	0.00037			0.00011 ②
酸化エチレン	0.067	0.058	0.28	0.10	0.080	0.16	0.094	0.12			-

(3) 沿道地域の調査結果

単位：μg/m<sup>3</sup>

実施主体	横浜市		川崎市	藤沢市	神奈川県	沿道 年平均値	環境基準値等		
	磯子区 滝頭局	戸塚区 矢沢交差点局	池上新田 公園前局	藤沢橋局	大和市深見台 交差点局		環境 基準値	環境省 指針値	参考値
ベンゼン	2.5	2.1	5.0	2.9	3.1	3.1	3		
トリクロロエチレン	0.93	0.68	2.4	-	0.93	1.2	200		
テトラクロロエチレン	0.50	0.41	0.69	-	0.46	0.52	200		
ジクロロメタン	1.8	2.7	3.3	-	2.4	2.6	150		
アクリロニトリル	0.10	0.12	0.49	-	0.11	0.21		2	
塩化ビニルモノマー	0.055	0.046	0.055	-	0.026	0.046		10	
水銀及びその化合物	0.0023	0.0021	0.0040	-	0.0014	0.0025		0.040	
ニッケル化合物	0.0067	0.0067	0.038	-	-	0.017		0.025	
クロロホルム	0.14	0.13	0.19	-	0.22	0.17			0.4 ①
1,2-ジクロロエタン	0.11	0.12	0.14	-	0.093	0.12			0.4 ①
1,3-ブタジエン	0.38	0.34	0.51	0.45	0.55	0.45			0.04 ①
アセトアルデヒド	2.5	1.9	3.8	2.7	3.7	2.9			5 ①
ホルムアルデヒド	3.2	2.4	4.9	3.0	7.0	4.1			0.8 ①
ヒ素及びその化合物	0.0015	0.0018	0.0013	-	-	0.0015			0.0023 ①
バリウム及びその化合物	0.000036	0.000029	0.000014	-	-	0.000026			0.0042 ①
マンガン及びその化合物	0.033	0.037	0.18	-	-	0.083			0.15 ②
クロム及びその化合物	0.012	0.0094	0.094	-	-	0.038			0.00083 ①
ベンゾ [a] ピレン	0.00051	0.00058	0.00068	0.00056	0.00037	0.00054			0.00011 ②
酸化エチレン	0.057	0.064	0.24	-	0.11	0.12			-

備考

- (1) 各地点における年平均値を算出する際、検出下限値未満である測定値は検出下限値の1/2として算出した。
- (2) ( ) で示した測定値は、算出した年平均値が、年間の最大検出下限値未満の数値であったもの。
- (3) 参考値（環境庁記者発表資料「平成13年度有害大気汚染物質等モニタリング調査結果」より抜粋）については、それぞれ
  - ① 米国環境保護庁（EPA）発ガン性10<sup>-5</sup>リスク濃度
  - ② WHO 欧州地域事務局ガイドライン値（1996）
  - ③ WHO 欧州地域事務局ガイドライン値（1996改定時にはリストにない物質）
  - ④ ジクロロメタンは24時間平均値、ホルムアルデヒドは30分平均値であり、これ以外のユニットリスクで示されない物質は年平均値を示す。
  - ⑤ クロム及びその化合物の欄の参考値は、六価クロム化合物としての発ガン性10<sup>-5</sup>リスク濃度である。